## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	<ul><li>○ 知事</li></ul>	市区町村長等	
2. 都道府県名	福島県		
3. 市区町村名	本宮市		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番 号	9–1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.motomiya.lg.jp/site/mynumber/		

執行機関名 本宮市長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	本宮市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年本宮市条例第4号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		本宮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の 項 本宮市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年本宮市条例第4号)による医 療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	本宮市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年本宮市条例第4号)第1条
②事效の振ビコは日的	第一条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> の医療費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減し、もって <u>子ども</u> の <u>健全な育成と福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		本宮市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年本宮市条例第4号) 本宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成22年本宮市規則第6号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	本宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成22年本宮市規則第6号) 第4条	
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費助成受給資格の登録申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	本宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成22年本宮市規則第6号) 第3条第2項第2号	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	
特定個人情報2			

/+t: +z.	
佣 <b>考</b>	